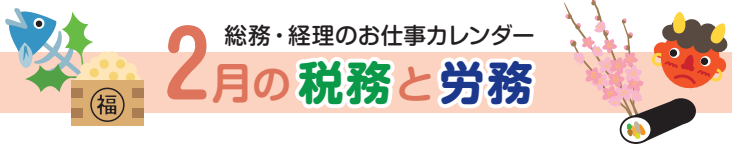


※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																										
1 先勝	2 友引 <small>固定資産税の償却資産の申告 給与所得の源泉徴収票の交付 給与所得の源泉徴収票等の法定 調査計表等の提出 給与支払報告書の提出 労働保険概算保険料分割納付第 3期分の納付</small>	3 先負 <small>労働者死傷病報告(休業4日未 満)の提出(前年10月~12月分) 外国人雇用状況届出書の提出 (前年12月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(前年12月分)</small>	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝																																										
8 友引	9 先負	10 仏滅 <small>1月分の源泉所得税、特別徴収 住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(1月雇入分)</small>	11 大安 建国記念の日	12 赤口	13 先勝	14 友引																																										
15 先負	16 仏滅	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安																																										
22 赤口	23 先勝 天皇誕生日	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口																																										
						<p>2026 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>SUN</th> <th>MON</th> <th>TUE</th> <th>WED</th> <th>THU</th> <th>FRI</th> <th>SAT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																										
1	2	3	4	5	6	7																																										
8	9	10	11	12	13	14																																										
15	16	17	18	19	20	21																																										
22	23	24	25	26	27	28																																										
29	30	31																																														



総務・経理のお仕事カレンダー 2月の税務と労務

税務

- 1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 2月10日(火)まで
- 前年12月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→ 決算当日(月末決算では3月2日(月))まで
- 6月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では3月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち3月・6月・9月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では3月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち11月・12月決算法人(申告期限延長の場合は10月・11月・12月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では3月2日(月))まで
- 固定資産税・都市計画税(第4期分)の納付 → 市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(1月雇入分)
→ 2月10日(火)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の1月雇入・離職分)
→ 3月2日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分) → 3月2日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

副業と確定申告・労働基準法

少し古いデータですが、厚生労働省資料によると、企業が従業員の副業を容認している割合は55.0%でした。また、令和2年の労働政策審議会資料によると、副業をしている人のうちの50.8%が本業も副業も雇用という就業形態となっています。この本業も副業も雇用という場合の税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える場合は、原則として確定申告が必要です。したがって、副業を容認する企業は、従業員への確定申告制度の周知が望ましいと思われます。

【労務上の注意点】

労働基準法では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」とされ、その通算は原則として下記手順で行われます。

- ① 所定労働時間……労働契約を結んだ順に通算する
- ② 所定外労働時間……実際に所定外労働が行われる順に通算する

上記の通算の結果、自社における法定労働時間を超える部分がある場合には、その超えた部分が時間外労働となり、そのうち自ら労働させた部分について、自社の36協定の延長時間内とする必要があるとともに、割増賃金を支払う必要があります。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 車両を売却した場合の仕訳と消費税

税理士 磯山 仁志

Q 会社の営業車を売却したのですが、どのように仕訳をすればよいでしょうか？

A 事業用の固定資産を売却した場合には、売却代金が消費税の課税の対象となります。ただし、リサイクル預託金がある場合には、預託金に対応する部分は非課税売上（有価証券譲渡）となります。

会計ソフトを用いて仕訳をする場合、科目及び金額に適切な消費税区分を付す必要があります。消費税の税込・税抜経理方法ごとに固定資産売却益が発生するケースと固定資産売却損が発生するケースの両方の仕訳について解説します。

固定資産売却益が生じるケース

帳簿価額300,000円の車両及びリサイクル預託金10,000円を550,000円（税込）で売却した場合

税込経理の場合

科目	金額	消費税区分		科目	金額	消費税区分
現金預金	550,000	不課税	/	車両運搬具	300,000	課税売上
			/	預託金	10,000	非課税売上 (有価証券譲渡)
			/	固定資産売却益	240,000	課税売上

税抜経理の場合

科目	金額	消費税区分		科目	金額	消費税区分
現金預金	550,000	不課税	/	車両運搬具	300,000	課税売上
			/	預託金	10,000	非課税売上 (有価証券譲渡)
			/	仮受消費税	49,091	課税売上
			/	固定資産売却益	190,909	課税売上

税込経理の場合にはさほど悩むことなく仕訳できます。問題は税抜経理の場合です。税込対価は550,000円です。このうち、10,000円はリサイクル預託金の対価であると考えます。したがって、残りの540,000円が車両本体の税込売却対価の額です。540,000円のうち、その100/110にあたる490,909円が税抜対価の額であり、差額の49,091円が消費税の額です。したがって、貸方金額は車両運搬具300,000円・預託金10,000円・仮受消費税49,091円が確定します。これらの合計と、受け取った550,000円との差額が固定資産売却益となります。

固定資産売却損が生じるケース

帳簿価額300,000円の車両及びリサイクル預託金10,000円を220,000円（税込）で売却した場合

税込経理の場合

科目	金額	消費税区分		科目	金額	消費税区分
現金預金	220,000	不課税	/	車両運搬具	210,000	課税売上
			/	預託金	10,000	非課税売上 (有価証券譲渡)
固定資産売却損	90,000	不課税	/	車両運搬具	90,000	不課税

税抜経理の場合

科目	金額	消費税区分		科目	金額	消費税区分
現金預金	220,000	不課税	/	車両運搬具	190,909	課税売上
			/	預託金	10,000	非課税売上 (有価証券譲渡)
			/	仮受消費税	19,091	課税売上
固定資産売却損	109,091	不課税	/	車両運搬具	109,091	不課税

税込経理の場合、対価の220,000円のうち、リサイクル預託金に相当する10,000円を除いた210,000円を車両本体の税込対価と考えます。車両運搬具の帳簿価額は300,000円ですが、**消費税区分を適切に付すために、車両運搬具を対価に相当する210,000円（課税売上）と売却損に相当する90,000円（不課税）に分解**します。

税抜経理の場合は、先ほどの固定資産売却益のパターンと考え方は同じです。税込対価は220,000円です。このうち、10,000円はリサイクル預託金の対価ですので、残りの210,000円が車両本体の税込売却対価の額です。また、210,000円のうち、その100/110にあたる190,909円が税抜対価の額であり、差額の19,091円が消費税の額です。したがって、貸方金額は一旦、車両運搬具190,909円・預託金10,000円・仮受消費税19,091円になることが確定します。そして、車両運搬具の帳簿価額は300,000円ですので、**既に計上した190,909円との差額である109,091円を貸方に車両運搬具として計上し、同額を借方に固定資産売却損として計上**すればできあがりです。

消費税区分を適切に付すために車両運搬具を分解する必要がある点がポイントです。